相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会について

1. 概要

対象となる被相続人(亡くなられた方)について相続人が相続放棄や限定承認の申述を したかどうかを照会するための手続です。

2. 照会することができる方

(1) 相続人

なお、既に相続放棄申述が受理された方は相続人には該当しませんが、別途法律上 の利害関係があることを疎明すれば照会が可能となることもあります。

(2) 被相続人に対する利害関係人(債権者等)

3. 照会先

被相続人の最後の住所地(住民票除票又は戸籍附票などで確認してください。)を管轄区域とする家庭裁判所(管轄区域については、当ホームページ、「裁判手続き利用する方へ」 →「各種案内(石川県内 〇管轄、問い合わせ窓口等はこちら」→「管轄」で確認してください。

※ 住民票除票又は戸籍附票を取得できない状況等,被相続人の最後の住所地が確認できない場合に戸籍に記載されている被相続人の死亡地でも回答しますが,死亡地と最後の住所が異なっている可能性もありますので,死亡地で照会した場合は,実際の受理状況と異なる回答となる可能性もあります。

4. 照会手数料

照会手数料は不要です。

5. 照会に必要な書類

- (1) 照会者が相続人の場合
 - ア 被相続人の最後の住所地の住民票除票(必ず本籍記載のもの)のコピー (住民票除票に代えて,戸籍附票及び除籍謄本のコピーでも可)
 - イ 照会者が被相続人の相続人であることを確認できる書類(戸籍等)のコピー
 - ウ 照会者が当該相続人本人であることが確認できる公的書類(運転免許証など)の コピー
 - エ 宛先を記入し郵便切手を貼付した返信用封筒
 - ※ 重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていた だきます。
 - ※ 直接裁判所まで取りに来られる場合, エは不要です。

(2) 照会者が相続人以外の利害関係人(債権者等)の場合

ア 照会者の資格証明資料

a 法人の場合

照会者が当該法人の代表者(登記されている支配人も可)であることを確認で きる代表者事項証明書等のコピー

※ 支店長名による照会は、登記されている支配人でない限りでないできません。

b 個人の場合

利害関係人本人であることを確認できる公的書類(住民票等)のコピー

イ 利害関係疎明資料

利害関係の内容,利害関係人の住所及び氏名,被相続人の住所,氏名及び生年月日を確認できる契約書,不動産登記事項証明書,判決書等のコピー(契約書等だけでは利害関係を把握できない場合には,利害関係を具体的に記載した利害関係説明書)

ウ 被相続人情報確認資料

被相続人の最後の住所地の住民票除票(本籍記載のもの)のコピー (住民票除票に代えて,戸籍附票及び除籍謄本のコピーでも可)

- エ 宛先を記入し郵便切手を貼付した返信用封筒
 - ※ 重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていただきます。
 - ※ 直接裁判所まで取りに来られる場合, エは不要です。
- 才 債権回収委託関係確認資料

照会者が利害関係人から債権回収の委託を受けた者である場合には、利害関係人から ら照会者への委託を確認できる証明書の原本又は委託に関する契約書等のコピー

(3) 代理人弁護士が照会者の場合

相続人又は被相続人に対する利害関係人(債権者等)から委託された弁護士である場合には、(1)又は(2)の所要の資料のほか委任状の原本

※ 弁護士以外は代理人になれません。

6 再照会の場合の添付資料

相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会に対する回答から1年以内に被相続人に対する同一の利害関係人に基づいて再び照会を行う場合には、前回の回答書のコピーを添付すれば5記載の添付資料等(返信用封筒を除く。)を省略できます。

なお, 照会者に関して変動があった場合(名称,代表者,住所の変更等)には,当該変動を確認できる資料の添付が必要です。

7 相続放棄等の申述受理証明書の申請

相続放棄等の申述受理証明書の発行に当たっては、更に添付資料が必要となる場合があります。また、相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会と異なり、手数料(1件について収入印紙150円)が必要です。

なお、相続放棄等の申述受理証明書の申請に先立って相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会を行っている場合には、回答書の写しも添付してください。

	柞	続放棄	・限定承認	恩の申述	の受理	の有無	- ほについ	ハての	照会書	<u></u>		
受付印								平成	年	F	月	日
				金沢家庭	E裁判所	(支部•	・出張	訮)	御中
			照	住所	Ŧ							
			会									
			者	氏名							P	
添付切手 円			電話番号	<u> </u>		()				
収入印	紙 不 要	<u> </u>	担当者									
	付書類(こ)で付したもの)	2 3 4 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 4 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1	者の住民票等 者の資格証明 状(代理人弁 競人の明 住民票の除 時間係疎明資料 続人の場合(相 を を を は は は は は は は は は は は は は は は は	書類(法人 護士の場合 対のある住民 関に代えて戸 ト(全てコピー は続人である (契約書, 印 切手貼付, 多	登記事項 対 (2) ※弁護士 民票の除票 戸籍附票 一で可) ることを録記 宛先・宛名	証明書等 と以外は (本籍記 とび除籍 とできるデ できる。 できるデ に明書、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	等)のコピは代理人に己載のものニ 所籍権を 下籍権を ひものものものものものもの	ピー(法 <i>)</i> になれま の)のコヒ コピーで 、等) に記事項記	だせん。 ピー も可)		等))
被相続	最後の住所											
人の表示	ふりがな 氏 名						死亡日	平成	戊	年	月	日
	対象者の表示	別紙	相続人目録	- 記載のと	おり							
照	会 の 趣 旨	** 1-{ □ □ 1		の死亡日 の放棄が で 棄または 回答して	受理され (被相 (被相 限定承認 ください	(た日(諸続人の 諸続人の よの申述 、。	(平成 (平成)死亡日)死亡日 述が受理	年 年 が平成 が平成 されて	月 日 月 日 対18年以 対19年以 いるか	日) 日) 前の場 降の場 否かに	場合) 場合)	て,事件
照会を求める理由	□ 訴訟を提 □ 先順位者	□ 注】 競売手続い 是起するだ 音等の相線 に提出する	- 債権者 こ必要なため ため 院放棄申述受		□ 相易□ 相易	売財産管	管理人選				ため)

- (注) 1 被相続人や照会対象者の氏名及び死亡年月日は、必ず戸籍の記載どおり正確に記入してください。
 - 2 照会書類は、回答書の日付から1年間保存していますので、同一被相続人に関する再照会に援用することができます。

相 続 人 目 録

照会対象者の氏名	申述の受理の有無	有の場合の事件番号等					
	□有	平成 年(家)第 号					
1	□ 無	平成 年 月 日受理					
		□ 限定承認 □ 相続財産管理人					
	□有	平成 年(家)第 号					
2	□無	平成 年 月 日受理					
		□ 限定承認 □ 相続財産管理人					
	□有	平成 年(家)第 号					
3	□ 無	平成 年 月 日受理					
		□ 限定承認 □ 相続財産管理人					
	□有	平成 年(家)第 号					
4	□ 無	平成 年 月 日受理					
		□ 限定承認 □ 相続財産管理人					
	□有	平成 年(家)第 号					
5	□ 無	平成 年 月 日受理					
		□ 限定承認 □ 相続財産管理人					
	□有	平成 年(家)第 号					
3	□ 無	平成 年 月 日受理					
		□ 限定承認 □ 相続財産管理人					
	□有	平成 年(家)第 号					
7	□ 無	平成 年 月 日受理					

相 続 人 目 録 (継続用紙)

	照会対象者の氏名	申述の受理の有無	有の場合の事件番号等				
		□有	平成 年(家)第 号				
8		□無	平成 年 月 日受理				
			□ 限定承認 □ 相続財産管理人				
		□有	平成 年(家)第 号				
9		□無	平成 年 月 日受理				
			□ 限定承認 □ 相続財産管理人				
		□有	平成 年(家)第 号				
10		□無	平成 年 月 日受理				
			□ 限定承認 □ 相続財産管理人				
		□有	平成 年(家)第 号				
11		□無	平成 年 月 日受理				
			□ 限定承認 □ 相続財産管理人				
		□有	平成 年(家)第 号				
12		□無	平成 年 月 日受理				
			□ 限定承認 □ 相続財産管理人				
		□有	平成 年(家)第 号				
13		□無	平成 年 月 日受理				
			□ 限定承認 □ 相続財産管理人				
		□有	平成 年(家)第 号				
14		□ 無	平成 年 月 日受理				
			□ 限定承認 □ 相続財産管理人				
		□有	平成 年(家)第 号				
15		□ 無	平成 年 月 日受理				
			□ 限定承認 □ 相続財産管理人				
		□有	平成 年(家)第 号				
16		□無	平成 年 月 日受理				
			□ 限定承認 □ 相続財産管理人				